

様式第 1 号（第 5 条関係）

別府市長あて

申請年月日 年 月 日

別府市移住支援金交付申請書

別府市移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	年 月 日
氏名	印	電話番号 (携帯電話)	
住所	〒 別府市		
メールアドレス			

2 移住の状況

(1) 移住後の世帯構成（該当する欄にチェックをしてください。）

単身 世帯

(2) 同時に移住した年齢が 12 歳以下の者の人数（申請日の属する年度の 4 月 1 日現在）
_____人

(3) 移住元に関する要件（該当する欄にチェックをしてください。）

- 別府市移住支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号ア
- 別府市移住支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号イ
- 別府市移住支援金交付要綱第 3 条第 1 項第 1 号ウ

3 誓約・同意事項（該当する欄の□にチェックをしてください）

別紙「移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書」を確認のうえ、誓約し、及び同意します。

申請日から 5 年以上継続して、別府市に居住する意思があります。

申請日から 5 年以上継続して、就業・起業する意思があります。（就業・起業の場合のみ）

就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者は、3 親等以内に該当しません。
（就業の場合のみ）

- 別府市への移住は、自己の意思です。(テレワークの場合のみ)
 - 別府市の認める関係人口に該当します。(関係人口の場合のみ)
 - 申請者及びその世帯の構成員(以下「申請者等」という。)のいずれもが、転入後3か月以上1年以内です。
 - 申請者及び申請者の移住元において属していた世帯の世帯員の全員が、移住支援金の交付申請時において、移住先での申請者等と同一です。
- ※3の誓約・同意事項の全てにチェックが入らない場合は、別府市移住支援金の支給対象となりません。

4 移住元住所

住所	〒
----	---

5 県外企業等への在勤履歴

期間	就業先	就業地

6 移住後の生活状況(テレワークによる移住者のみ記載)

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他()

管理コード(別府市使用欄)	
---------------	--

添付書類

- (1) 写真付き身分証明書その他の提示により本人確認できる書類の写し
- (2) 世帯員全員分の移住先の住民票の写し
- (3) 世帯員全員分の戸籍の附票の写しその他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
- (4) 本市の市税完納証明書及び移住元の市区町村における市区町村税の完納証明書
- (5) 以下に掲げる証明書類等

区分	証明書類等
第3条第1項第4号ア(ア)又は(イ)に該当する者	就業証明書(就業用)(様式第2号その1)
第3条第1項第4号イに該当する者	就業証明書(テレワーク用)(様式第2号その2)
第3条第1項第4号ウに該当する者	就業証明書(就業用)その他関係人口の対象範囲にある者に該当することが確認できる書類
第3条第1項第4号エに該当する者	起業補助金の交付決定通知書の写し
東京23区内又は東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区内の企業等への通勤をしていた者	通勤をしていた企業等の就業証明書その他の移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
東京23区内又は東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区内に通勤していた法人経営者又は個人事業主	開業届出済証明書その他の移住元での在勤地及び在勤期間を確認できる書類
東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者(通学期間を移住元としての対象期間とする場合のみ)	在学期間や卒業校を確認できる書類並びに移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類

様式第1号（別紙1）

移住支援金の交付申請に関する誓約書兼同意書

1 誓約事項

- (1) 別府市が大分県と共同して行う移住支援事業に関する報告及び立入調査について、大分県及び別府市から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 私又は私が属する世帯を構成する世帯員全員は、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に定める暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団（同条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を持つ者ではありません。
- (3) 市長から居住状況等について、報告の求め又は立入調査があった場合は、これらに応じます。
- (4) 次の各号に掲げる場合に該当するときは、別府市移住支援金交付要綱に基づき、交付済みの別府市移住支援金のうち当該各号に定める額を返還します。この場合において、別府市補助金等交付規則第12条第1項の規定による加算金を市に納付します。
 - ア 移住支援金の申請に当たって、虚偽の申請等をした場合 全額
 - イ 大分県地域課題解決型起業支援事業実施要領に基づく補助金の交付決定を取り消された場合 全額
 - ウ 移住支援金の交付申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - エ 移住支援金の交付申請日から3年未満に別府市から転出した場合 全額
 - オ 移住支援金の交付申請日から3年以上5年未満に別府市から転出した場合 半額
 - カ 報告及び立入調査に応じない場合 全額
 - キ その他別府市移住応援給付金交付要綱の規定に違反した場合 市長が定める額
- (5) 上記（4）イからオまでの条件を充足することが困難となった場合は、速やかに市長に報告して指示を受けます。

2 同意事項

- (1) 上記1（4）の誓約事項が順守されているか確認するため、別府市が住民基本台帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 別府市が、個人情報について、都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、都道府県、他の市区町村（別府市の関係課を含む。）に提供し、又は確認することに同意します。

年 月 日

別府市長あて

（申請者）住所

氏名

印